

第四次平生町健康づくり計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本町では令和3年から「第三次平生町健康づくり計画」を推進してきたが、同計画が令和7年度末で終了となるため、新たに令和8年度から17年度までの「第四次平生町健康づくり計画」を策定する。

なお、本計画は健康増進法第8条第2項の「市町村健康増進計画」に相当するものであり、現計画との継続性・整合性を図りつつ、国が示す基本指針や本町の基本的な考え方等を十分に留意し、住民ニーズの調査・分析等を行いながら策定するものとする。また、総合的な健康づくりの指針とするため、食育基本法に基づく「食育推進計画」と一体的に策定する。

本要領は、その策定支援を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名

第四次平生町健康づくり計画策定業務

(2) 発注者

平生町

(3) 業務内容

別紙「第四次平生町健康づくり計画策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 提案限度額

5,995千円（消費税、地方消費税及びその他の手数料等を含む）

※ただし、提案限度額は、契約時の予定価格を示すものでなく、企画提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

※この額を超える見積（金額）を提案した場合は失格とする。

3 募集方法

公募型プロポーザル方式（書類審査）

4 事務局

平生町役場 健康保険課 保健班「以下（事務局）という。」

〒742-1102 山口県熊毛郡平生町大字平生村178

担当：小山

電話：0820-56-7141 FAX：0820-56-0200

E-Mail：hoken@town.hirtao.lg.jp

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、提案採用者決定までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加者は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 参加申込日において、法人格を有する者であること。
- (2) 平生町入札参加資格者名簿に登録していること。(参加申込書等の提出の時まで。同時提出可)
- (3) 参加申込日において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 参加申込日において、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく、裁判所からの更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 参加申込日において、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立て又は破産手続開始決定がされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 本町もしくは他の地方公共団体または国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (9) 過去5年間に於いて、健康増進法に基づく健康増進計画、食育基本法に基づく食育推進計画等の策定実績があること。
- (10) 山口県内または山口県に隣接の県内(広島県・島根県・福岡県)に本店、支店または営業所を有していること。

6 プロポーザルに係る日程

公募開始	令和7年5月9日(金)町ホームページに掲載
参加申込の受付	令和7年5月9日(金)～5月23日(金)
参加資格審査結果通知	随時(参加申込書受付後)
質問締切	令和7年5月30日(金)午後5時15分までに電子メールで
企画提案書等の受付	参加承認日から令和7年6月13日(金)午後5時15分まで
書類選考	令和7年6月20日(金)
選定結果通知	令和7年6月27日(金)
委託契約締結	令和7年7月上旬

※スケジュールについては、都合により変更になる場合がある。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問提出期限 令和7年5月30日(金)午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問・回答書(様式9)に記入し、電子メールにて事務局に送付すること。

様式については、平生町ホームページ上で提供するので参照すること。

※送信の際の件名は、「第四次平生町健康づくり計画策定業務委託質疑」とし、本文中に必ず会社名及び担当者名を記載すること。

(3) 回答方法

電子メールにより随時回答する。また、質問の回答については、その都度、平生町ホームページにおいて公開する。

ホームページに掲載した回答事項については、本募集要項(仕様書を含む。)と一体のものとして効力を有するものとする。従って、質問の有無に関わらず確認のこと。

(4) 注意事項

評価及び審査に係る事項等への質問は受け付けないものとする。

8 参加申込書の提出

(1) 提出書類

①参加申込書(様式1) 1部

②会社概要(様式2) 1部

③主要業務実績(様式3) 1部

④参加資格要件等確認書(様式4) 1部

※上記①～④の提出書類の様式については、平生町ホームページ上で提供するので参照すること。

(2) 参加申込受付期間 令和7年5月9日(金)～5月23日(金)

(3) 提出場所 事務局

(4) 提出方法

持参又は、郵送(簡易書留等、送付記録が残る方法)によること。

※持参の場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。

(5) 受領確認

提出物等に不備のない場合、プロポーザル参加申込受領書(様式5)に受領印を押印した写し(データ)を、受領した証として交付(メール送信)する。

(6) 資格審査

参加資格を確認し、参加資格確認通知書を送付する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①提案書表紙(様式6)

②企画提案書(任意様式)

③提案価格見積書（様式7）

④提案価格見積内訳書（任意様式）

※消費税及び地方消費税相当額を含まない金額並びに、消費税及び地方消費税相当額を含む金額（消費税率は10%として積算すること。）を記載すること。

※上記①・③の提出書類の様式については、平生町ホームページ上で提供するので参照すること。

（2）提出期限 令和7年6月13日（金）午後5時15分まで

（3）提出部数 8部（正本1部、副本7部）

（4）提出場所 事務局

（5）提出方法 持参又は郵送（簡易書留等、事務局に送付記録が残る方法）によること。

※持参の場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。

（6）受領確認 提出物等に不備のない場合、提案書受領書（様式8）に受領印を押印した写し（データ）を、受領した証として交付（メール送信）する。

（7）留意事項

①体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可能）とし、用紙の縦横は問わないが横書きとする。

②枚数の制限はしないが、仕様書の項目に沿って要点を簡潔にまとめて作成すること。

③提案においては、専門知識を有しないものにも理解できるようにし、図や表などを適宜使用するなど、具体的で明確な提案書にすること。

④提出書には、「本業務の実施方針及び実施体制」「国（健康日本21（第3次）及び県（健康やまぐち21計画（第3次）の動向等並びに、現在の地域保健情勢の認識」「現状 分析及び課題の分析方法」「アンケート調査の実施・分析方法」並びに、「事務局との役割分担」等できる限り具体的なものを記載すること。

⑤書類は、左綴じとし、ファイルやダブルクリップ等で綴じるものとし、正本化は不要である。

⑥様式について記入欄が足りない場合は、適宜追加しても構わない。

⑦1者1提案とする。

10 審査方法

（1）参加資格審査

事務局において、参加表明時に必要な書類等により参加資格の審査を行う。

（2）プロポーザル審査

町職員で構成する平生町健康づくり計画策定業務委託プロポーザル審査委員会において、提出された書類により審査し、案書を審査し、各委員の合計点数が最も高い事業者を最優先交渉権者として選定する。同点となった場合は、12 審査基準の企画提案力の合計点数が高い者を最優先交渉権者とする。

1.1 審査結果

(1) 結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対して、文書により通知する。

(2) 結果の公表

選定された最優先候補権者については、名称及び採点結果を公表する。その他の提案者については、選定された最優先候補権者の名称及び採点結果、並びに通知を受け取る提案者の採点結果を通知する。

1.2 審査基準

評価項目		配点	合計配点
企画提案力	健康づくり・食育推進施策に関する国・県の計画や政策、他分野関連施策の動向を把握しているか。	5	60
	業務の目的、条件、内容を理解した提案内容となっているか。	6	
	本町の特性や現状、現計画を理解しているか。	10	
	現計画の評価、課題の整理及び抽出等、現状把握の方法について、具体的に提案されているか。	12	
	業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか。	5	
	策定会議（健康づくり推進協議会）や担当者ミーティングに対する支援について提案がされているか。	5	
	特色やノウハウを生かした独自提案がなされており、効果的・効率的となることが認められるものがあるか。	12	
	成果品の冊子を見やすく、わかりやすくする工夫があるか。	5	
業務遂行力	過去に本業務と同種又は類似の計画策定支援業務の実績を有しているか。	10	40
	担当者の本業務に関する経験及び実績は十分となっているか。	10	
	業務量に見合った人員体制となっているか。	5	
	価格は提案内容に対して適正か。	15	
		100/100	

1.3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 企画提案書が提出期限までに提出されない場合
- ② 本実施要領2（5）の提案限度額を超える見積書を提出した場合
- ③ 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載があった場合
- ④ 同一の参加者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

- ⑤ 本実施要領5に定める参加資格を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合
- ⑥ その他、本実施要領の定めに反した場合
- ⑦ 本件に関して不正な行為又は公平さを欠く行為等があった場合

1 4 契約の締結

選定された受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不適當と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備に要した費用は補償しない。

なお、上記の場合、本町は受託候補者の次点者と交渉を行うことがある。

1 5 その他

- (1) 提案者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (2) 提案に要した一切の経費は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての書類等は、本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (4) 提出されたすべての書類等は、返却しないものとする。
- (5) 企画提案書を受理した後、提出期限を過ぎてからの追加、修正は認めない。
- (6) 審査結果については、参加事業者数及び選定事業者名を公表するものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、平生町情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。